

<令和8年度版>

民法の問題集（物権）

【問題＋解答】

【目次】

問題＋解答（全264問） p 2～233

赤字の「改正」：令和8年4月1日施行分

青字の「改正」：令和7年10月1日施行分

第2編 物権

第1章 総則

問1 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

<175条：物権の創設>

物権は、この法律その他の法律に定めるもののほか、創設することが
【できる／できない】。

問2 次の空欄を埋めましょう。

<176条：物権の設定及び移転>

物権の設定及び移転は、当事者の「_____」のみによって、その効力を
生ずる。

問3 次の空欄を埋めましょう。

<177条：不動産に関する物権の変動の対抗要件>

不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法その他の登記に関する
法律の定めるところに従いその「_____」をしなければ、第三者に対抗する
ことができない。

問4 次の空欄を埋めましょう。

<178条：動産に関する物権の譲渡の対抗要件>

動産に関する物権の譲渡は、その動産の「_____」がなければ、第三者に
対抗することができない。

第2編 物権

第1章 総則

問1の正解

<175条：物権の創設>

物権は、この法律その他の法律に定めるもののほか、創設することが【できない】。

問2の正解

<176条：物権の設定及び移転>

物権の設定及び移転は、当事者の「意思表示」のみによって、その効力を生ずる。

問3の正解

<177条：不動産に関する物権の変動の対抗要件>

不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法その他の登記に関する法律の定めるところに従いその「登記」をしなければ、第三者に対抗することができない。

問4の正解

<178条：動産に関する物権の譲渡の対抗要件>

動産に関する物権の譲渡は、その動産の「引渡し」がなければ、第三者に対抗することができない。

問5 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

<179条：混同>

- 1 同一物について所有権及び他の物権が同一人に帰属したときは、当該【所有権／他の物権】は、消滅する。ただし、その物又は当該他の物権が第三者の権利の目的であるときは、この限りでない。
- 2 所有権以外の物権及びこれを目的とする他の権利が同一人に帰属したときは、当該【所有権以外の物権／他の権利】は、消滅する。
この場合においては、1のただし書の規定を準用する。
- 3 1や2の規定は、占有権については、【適用する／適用しない】。

第2章 占有権

第1節 占有権の取得

問6 次の空欄を埋めましょう。

<180条：占有権の取得>

占有権は、「_____」にする意思をもって物を所持することによって取得する。

問7 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

<181条：代理占有>

占有権は、代理人によって取得することが【できる／できない】。

問5の正解

<179条：混同>

- 1 同一物について所有権及び他の物権が同一人に帰属したときは、当該【他の物権】は、消滅する。ただし、その物又は当該他の物権が第三者の権利の目的であるときは、この限りでない。
- 2 所有権以外の物権及びこれを目的とする他の権利が同一人に帰属したときは、当該【他の権利】は、消滅する。
この場合においては、1のただし書の規定を準用する。
- 3 1や2の規定は、占有権については、【適用しない】。

第2章 占有権

第1節 占有権の取得

問6の正解

<180条：占有権の取得>

占有権は、「自己のため」にする意思をもって物を所持することによって取得する。

問7の正解

<181条：代理占有>

占有権は、代理人によって取得することが【できる】。

問8 次の空欄を埋めましょう。

<182条：現実の引渡し及び簡易の引渡し>

- 1 占有権の譲渡は、占有物の「_____」によってする。
- 2 譲受人又はその代理人が現に占有物を所持する場合には、占有権の譲渡は、当事者の「_____」のみによってすることができる。

問9 次の空欄を埋めましょう。

<183条：占有改定>

代理人が自己の占有物を以後「____」のために占有する意思を表示したときは、本人は、これによって占有権を取得する。

問10 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。空欄も埋めましょう。

<184条：指図による占有移転>

代理人によって占有をする場合において、本人がその「_____」に対して以後第三者のためにその物を占有することを命じ、その【代理人／第三者】がこれを承諾したときは、その第三者は、占有権を取得する。

問11 次の空欄を埋めましょう。

<185条：占有の性質の変更>

権原の性質上占有者に所有の意思がないものとされる場合には、その占有者が、自己に占有をさせた者に対して「_____」があることを表示し、又は「_____」により更に所有の意思をもって占有を始めるのでなければ、占有の性質は、変わらない。

問8の正解

<182条：現実の引渡し及び簡易の引渡し>

- 1 占有権の譲渡は、占有物の「引渡し」によってする。
- 2 譲受人又はその代理人が現に占有物を所持する場合には、占有権の譲渡は、当事者の「意思表示」のみによってすることができる。

問9の正解

<183条：占有改定>

代理人が自己の占有物を以後「本人」のために占有する意思を表示したときは、本人は、これによって占有権を取得する。

問10の正解

<184条：指図による占有移転>

代理人によって占有をする場合において、本人がその「代理人」に対して以後第三者のためにその物を占有することを命じ、その【第三者】がこれを承諾したときは、その第三者は、占有権を取得する。

問11の正解

<185条：占有の性質の変更>

権原の性質上占有者に所有の意思がないものとされる場合には、その占有者が、自己に占有をさせた者に対して「所有の意思」があることを表示し、又は「新たな権原」により更に所有の意思をもって占有を始めるのでなければ、占有の性質は、変わらない。

<講座案内>

ステップアップファーストでは、次の講座を開講しています。

- ・行政書士通学講座（個別指導）
- ・行政書士通信講座（個別指導）

各講座の詳細は、ホームページをご確認ください。

「ステップアップファースト」で検索」

また、行政書士通学講座については「個別受講相談」を実施しています。

ご相談は無料で、随時開催しています。（予約制）

個別受講相談のご予約は、ホームページのお問い合わせフォーム、
またはお電話（055-215-2059）で承っております。

~~~~~  
<合格者の声>（行政書士通学講座）

法律知識ゼロからのスタートで、半年間の勉強で一発合格できました。

先生の講座のおかげです。（T.G.さん）

~~~~~  
<合格者の声>（行政書士通信講座）

「過去問や模試を2時間で解く」ということが大きな力となりました。
本試験でも2時間で解くペースを持ち続けられたからこそ1時間の余裕が
生まれ、落ち着いて再度解答確認が出来たことで得点を大きく伸ばすことが
出来ました。

半年間のご指導をどうも有難うございました。（K.W.さん）

<教材案内>

ステップアップファーストでは、オリジナル教材を販売しています。

各教材の詳細は、ホームページの「オンラインショップ」をご確認ください。

<逐条解説>

No.1 行政手続法の逐条解説

No.6 民法の逐条解説（債権総論）

No.2 行政不服審査法の逐条解説

No.7 民法の逐条解説（債権各論）

No.3 行政事件訴訟法の逐条解説

No.8 民法の逐条解説（親族）

No.4 民法の逐条解説（総則）

No.9 民法の逐条解説（相続）

No.5 民法の逐条解説（物権）

No.10 個人情報保護法の逐条解説

<問題集>

No.1 行政手続法の問題集

No.6 民法の問題集（債権総論）

No.2 行政不服審査法の問題集

No.7 民法の問題集（債権各論）

No.3 行政事件訴訟法の問題集

No.8 民法の問題集（親族）

No.4 民法の問題集（総則）

No.9 民法の問題集（相続）

No.5 民法の問題集（物権）

No.10 個人情報保護法の問題集

<勉強法>

No.1 もうひとつの勉強法

No.2 基礎知識の足切り対策

<合格者の声>

先生のサイトの教材に出会えて、今年度の行政書士試験に合格することができました。ほんとうにありがとうございました。

行政法関連の逐条解説は、印刷してパインダーに綴じて持ち歩いていました。行政書士の試験では条文の読み込みはとても重要ですが、難しい言い回しの条文は何度読んでも、理解ができないければ、何の意味もなく、むしろ時間の無駄に感じていました。

先生の逐条解説は、何よりも難しい言い回しの条文をとてもわかり易い例え話で説明されていて、お陰で、条文という堅い読み物が、エッセーでも読んでいるような感じで、何度も繰り返して読めました。

一般の書籍では手に入らない、貴重な逐条解説だと思います。（S.Y.さん）